

令和3年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	債権管理回収業の審査監督			担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者			
事業開始年度	平成11年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	司法法制課		司法法制課長 加藤 経将			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	債権管理回収業に関する特別措置法			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	許可制度を実施することにより、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としている。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額(単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	10	10	10	10	12			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計		10	10	10	10	12			
	執行額		8	9	5	-				
	執行率(%)		80%	90%	50%	-				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		80%	90%	50%	-				
令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由						
	庁費	6	8	庁費:PCR検査費等の増						
	債権回収会社検査旅費	3.7	3.7							
	職員旅費	0.3	0.3							
	計	10	12							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度
	当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査(業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に必要に応じて実施する立入検査)を実施する必要があると判断された件数を、毎年度、直近3か年のその件数の平均より減少させる。	当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数(注:直近3か年の件数の平均を下回った場合の達成度を100%とする。)	成果実績	件	5	1	1	-	-	
			目標値	件	4	4.7	2.3	2.3	-	
			達成度	%	80	100	100	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	当該年度に実施した立入検査の対象会社に交付した立入検査結果通知書等									
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
	立入検査を実施した会社数	活動実績	社	36	29	7	-	-		
		当初見込み	社	38	30	27	25	-		
単位当たりコスト	算出根拠				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
	債権回収会社検査旅費の執行額/立入検査を実施した会社数	単位当たりコスト	千円	93.6	131.3	0	-			
計算式		千円/箇所	3,368/36	3,807/29	0/7	-				

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	国民の財産や身分関係の保護(Ⅲ-10)									
	施策	債権管理回収業の審査監督(Ⅲ-10-(3))									
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		立入検査を実施した会社数	実績値	社	36	29	7	-	-		
			目標値	社	38	30	25	-	-		
		定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数	実績値	件	5	1	1	-	-		
			目標値	件	4	4.7	2.3	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	<p>暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段であり、各債権回収会社の実情に則した立入検査を的確に実施することにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査のうち特別検査は、債権回収会社の適正な業務運営を確保するために特に必要があると認められる場合等に実施するものであることから、立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断されたものの件数を測定指標として選定することとし、次回検査において特別検査の必要があると判断される件数の減少を図ることにより、債権回収会社の適正な業務運営の確保に努めている。</p>										
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明								
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としており、債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債権者等に対して被害を与えることがないよう、債権回収会社の業務運営状況を的確に把握することが必要である。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	債権回収会社は全国に存在し、その活動範囲も全国に及ぶところであり、また立入検査という性質上、地方自治体、民間等に委ねるより、法務省で一元的に監督することが相当と判断した。								
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	債権回収会社が適正に運営されることにより、国民経済の健全な発展に寄与している。								

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	例年、立入検査による出張に際しては、入札により選定した業者に法務省全体としてアウトソーシングしているものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らさざるを得なかったことにより、検査旅費の執行を行わなかったものである。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	例年、立入検査による出張に際しては、効果的・効率的な検査計画の策定及び検査の遂行により、費用対効果を最大限にするとともに、アウトソーシングにより最も安価な旅程を選択しているものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らさざるを得なかったことにより、検査旅費の執行を行わなかったものである。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	例年は債権回収会社に対する立入検査に係る検査旅費及び債権回収会社の審査監督事務費用に限定されている。 なお、令和2年度は検査旅費の執行を行わなかったことから、債権回収会社の審査監督事務費用に限定されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	令和2年度の不用率については、例年と比して若干高いものの、その原因は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らさざるを得なかったことによるものである。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	原則として、旅行会社によるパック商品の利用や、ICカード等を活用するほか、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、検査旅費の単位当たりのコスト削減に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果実績は80%以上で推移していることから、成果目標に見合ったものと判断した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らさざるを得なかったため、見込みと実績に差が生じた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することに努めている。そのため、債権回収会社における適正な業務運営を確保させるためには、法務省による立入検査は極めて有効な手段であり、必要性、効率性、有効性について問題ないといえる。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らすなど、立入検査に制約を受けたものの、オンラインを活用したヒアリングの実施や個別事案に係る報告徴求等により、指摘すべき事項がないか確認するなど、債権回収会社の業務の適正な運営の確保に支障が生じないよう対応した。		
	改善の方向性	債権回収会社に対する立入検査の重要性は従前と変わることはないことから、令和3年度の立入検査については、新型コロナウイルスの状況によるところがあるものの、感染防止対策に万全を期した上で実施することで、その件数も例年どおりの水準に戻す予定である。 今後の立入検査についても、限られた人員及び予算において、最大限に検査の実効をあげるために、より効率的な検査態勢を敷くことができるよう検討し、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、引き続き適切に指導監督していくことにより、成果目標の達成度がより一層向上するよう努めてまいりたい。		

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状
通り

引き続き効率的な予算の執行に努められたい。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状
通り

備考

・債権管理回収業に関する特別措置法は、債権回収会社に対する不利益処分として、業務改善命令、業務停止命令及び許可取消し処分の3類型を規定している。このうち、業務改善命令は、債権管理回収業に関する特別措置法第23条に基づき、法務大臣が債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときに業務の運営に必要な措置をとるべきこと(改善策の実施)を命ずるものであり、平成11年の事業開始以降16件発出されている。直近では、平成28年度に2件が発出されているが、平成29年度以降に業務改善命令を発出した例はない。

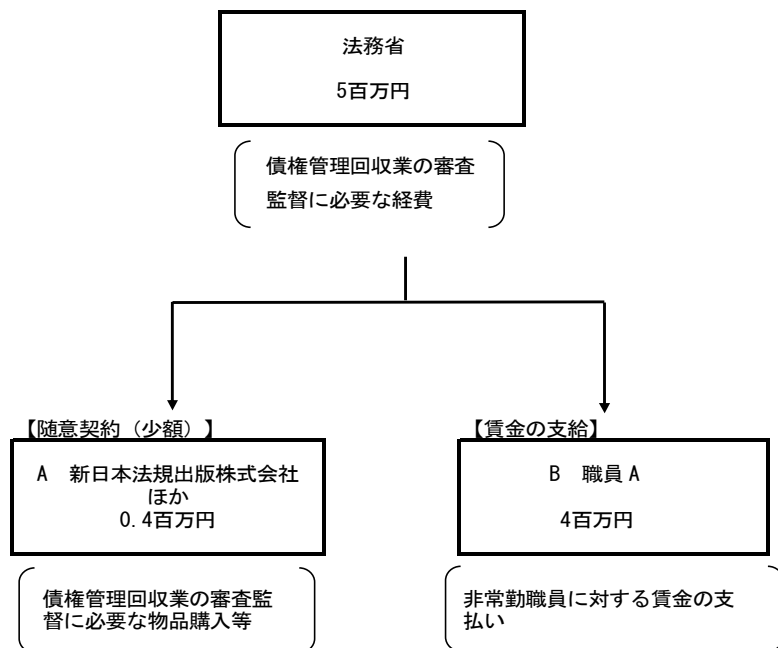
・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査件数を例外的に大幅に減らさざるを得なかった。また、それに伴い、債権回収会社検査旅費の執行額及び全体の執行額が大幅に減少した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0009			
平成23年度	0009			
平成24年度	0009			
平成25年度	0062			
平成26年度	0052			
平成27年度	0050			
平成28年度	0049			
平成29年度	0049			
平成30年度	0049			
令和元年度	法務省 - 0051			
令和2年度	法務省 - 0054			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)</small>	A.新日本法規出版株式会社			B.職員A		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
				賃金(資金交付)	非常勤職員に対する賃金の支払	4
	計		0	計		4

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	新日本法規出版株式会社	5180001036822	物品購入(図書)	0.1	随意契約(少額)	-	-	
2	株式会社インソース	5010001080795	講習受講	0.1	随意契約(少額)	-	-	
3	有限会社法務弘済会	2010002014482	切手購入	0.1	随意契約(少額)	-	-	
4	株式会社きんざい	8011101005037	定期刊行物購読料	0	随意契約(少額)	-	-	
5	株式会社三省堂書店	7010001016830	定期刊行物購読料	0	随意契約(少額)	-	-	
6	株式会社日本金融通信社	2010001033021	定期刊行物購読料	0	随意契約(少額)	-	-	
7	株式会社福本園	4013301011504	物品購入(消耗品)	0	随意契約(少額)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	非常勤職員の雇用	4	その他	-	-	